

## 亡くなった方に借金がある場合は

相続が開始して遺産を調べたところ、被相続人に多額の借金があり、債務超過になっているかどうか判断に困るということがあります。この場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。

1. 相続人が被相続人(亡くなった方)の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ**単純承認**
2. 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない**相続放棄**
3. 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ**限定承認**

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月の熟慮期間内に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。もっとも、この熟慮期間内に相続人が相続財産の状況を調査しても、なお、単純承認、限定承認又は相続放棄のいずれかをする決定ができない場合には、家庭裁判所は申立てにより、この3か月の熟慮期間を延長することができます。

### 相続放棄の効果は

被相続人が残した財産は、プラス・マイナス問わず一切承継しません。相続放棄をする者は、相続開始を知った時から3ヶ月以内に、家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出しなければなりません。この申述書が家裁に受理されることによって、相続放棄の効力が発生します。

相続放棄をした者は、最初から相続人ではなかったとみなされるため、代襲相続は起こりません。よって、法定相続人として第1順位にある子がすべて相続を放棄した場合、第2順位にある被相続人の父母等が、第2順位にある者も相続放棄をした場合には、第3順位にある者が相続人としての地位を順に得ることになります。

相続放棄は、限定承認とは異なり単独での申立ても可能なのですが、自分ひとり債務返済を免れても、他の相続人が相続放棄しない限り、その人たちが借金の返済をしていくことになります。相続放棄する際は、他の親族に報告しておくことも心がけましょう。

相続放棄は、一度、家庭裁判所に受理されてしまうと、詐欺・脅迫などの特別な理由がない限りは取り消すことができないので、必ず相続人がはっきりと確定した後に行うと共に、相続放棄をするための注意点についてもしっかりと把握し、後日トラブルがないよう慎重に検討してください。

### 一方、限定承認をすることが有効と思われるケースは

- 被相続人の財産が債務超過になっているかどうか、はっきりわからない場合
- 債務があっても、どうしても相続したい財産がある場合
- 債務があっても、家業は継いでいきたいという意思がある場合 など

限定承認は、被相続人のプラスの財産で債務を弁済し、残っていれば相続するという、相続人にとっては大変便利な制度です。ただし、限定承認の手続きをとるためには、相続人全員で行う必要があり、一人でも限定承認に反対する相続人がいると、手続きをとることができなくなります。これが相続放棄手続きと大きく違うところです。財産目録の作成が必要なことや、精算手続きが面倒ということもあり、あまり利用されていないのが実情です。また、被相続人の下で発生した値上がり益には譲渡所得が発生したとして、4か月以内に準確定申告が必要になる場合もあります。

債務超過や保証債務等の心配があり、将来の債務負担を絶対に避けたい場合には、限定承認できなければ、相続人が個々に判断して相続放棄をするしか方法がありません。